

神戸交通労働組合本部との交渉議事録

1. 日 時：令和6年1月16日（火）9：00 ～ 9：15
2. 場 所：神戸交通労働組合本部会議室
3. 出 席 者：（当局）業務改革担当課長、職員担当係長
（組合）書記長
4. 議事要旨：別紙のとおり

1. 運輸事務職員から乗合自動車運転士への転任について

【当局】 運転士不足に対応するため、運輸事務職員から乗合自動車運転士への転任選考を実施する。

選考試験は、実技、面接、適性検査のみとし、筆記試験は無しとする。

転任後の処遇については、運輸事務職員に転任しなかった場合の級号給とする。これは、平成27年と令和3年に実施した行政職から乗合自動車運転士への転任選考と同様の考え方である。降給となる可能性もあることはご理解いただきたい。

実施スケジュールは、募集を来週の1月22日から開始し、4月1日の発令予定で進めていく。

【組合】 これまでは、一度運輸事務職員に転任すれば、乗合自動車運転士に戻ることができなかったが、この制度が確立されれば、自分がどの職種に向いているかも含め、職員一人ひとりの将来ビジョンの幅が広がると考える。

あと、加えて言えば、他都市で実施しているように、運輸事務職員の転任試験に合格後、現場での研修を6か月ほど実施した上で、改めて本人が運輸事務職員に転任するのか、乗合自動車運転士に戻るのか選択できるように検討していただきたい。

【当局】 1月15日から募集を開始している乗合自動車運転士から運輸事務職員への転任選考のスケジュールとあわせて進めたい。そのため、今回はまずはこの提案内容で進めさせていただきたい。

【組合】 先ほどの運輸事務職員の研修については、職員一人ひとりの業務への不安の解消と適材適所の人材育成に繋げるためにも、前向きに検討していただきたい。

提案内容については持ち帰り協議する。